

令和8年 No.3

○東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

主に2年次の「課題研究」や「専門学術論文」等，研究に要する時間を確保するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年2月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年2月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第3号

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：主に2年次の「課題研究」や「専門学術論文」等，研究に要する時間を確保するため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (履修方法及び修得単位数) 第8条 教職大学院の課程の学生は，所属する専攻の授業科目について，指導教員の指導により，表1の履修基準に基づき，46単位以上を修得しなければならない。 2 修士課程の学生は，所属する専攻及び関連する他の専攻並びに教職大学院の課程の授業科目について，指導教員の指導により，表2の履修基準に基づき，30単位以上を修得しなければならない。 3 教職大学院の課程の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は，<u>42単位</u>とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は，令和8年4月1日から施行する。</u> <u>2 この規程による改正後の第8条第3項の規定は，令和8年度入学生から適用し，令和8年度以前に入学した者については，なお従前の例による。</u>	〔省略〕 (履修方法及び修得単位数) 第8条 教職大学院の課程の学生は，所属する専攻の授業科目について，指導教員の指導により，表1の履修基準に基づき，46単位以上を修得しなければならない。 2 修士課程の学生は，所属する専攻及び関連する他の専攻並びに教職大学院の課程の授業科目について，指導教員の指導により，表2の履修基準に基づき，30単位以上を修得しなければならない。 3 教職大学院の課程の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は，<u>37単位とする。ただし，大学院学則第10条第2項の規定により履修する学生にあつては，41単位とする。</u> 〔省略〕